

質問回答書

次の業務について下記のとおり回答します。

業務番号 : 第1-用委-6号

業務名 : 令和4年度 奈良県大規模広域防災拠点 不動産鑑定評価業務(その1)

No.	質問内容	回答内容
1	業務説明書第7条に中間成果物とありますが、第6条の成果品のドラフトという認識でよろしいでしょうか。	ご質問いただいた内容については、ご理解のとおりです。
2	成果品のドラフトの場合、原則として中間成果物の鑑定評価額から成果品の鑑定評価額に変更できません(余程の条件変更等のない限り)がこの認識でよろしいでしょうか。	ご質問いただいた内容については、ご理解のとおりです。
3	閲覧資料につきましては写真撮影は可能でしょうか。	閲覧時の確認のみを想定しており、写真撮影は想定していません。
4	参考資料閲覧の申込方法について御教示いただけますでしょうか。	お申し込みは不要です。参考資料は大規模広域防災拠点整備課に設けておりますので、直接お越しください。